

## \* 障害者控除対象者認定書の交付をご希望の方へ \*

### 障害者控除対象者認定書について

障害者手帳等の交付を受けていない方でも、障害の程度が障害者に準ずるものとして福祉事務所長の認定を受けた場合は、障害者控除の対象となります。介護保険の要介護認定結果情報を確認し、下記の【障害者控除対象者認定基準】に該当した場合、「障害者控除対象者認定書」を交付します。税務署等で税の申告の際にご提出いただくと、所得税や住民税の控除を受けることができます。

### 【障害者控除額】

認定内容		所得税	特別区民税
障害者控除	知的障害者(軽度・中度)に準ず。	27万円	26万円
特別障害者控除	知的障害者(重度)に準ず。	40万円	30万円
	ねたきり高齢者		

### 【障害者控除対象者】

障害者控除対象者認定基準日(12月31日)において、次の要件をすべて満たす方

- (1) 墨田区に住所があり65歳以上で、要支援・要介護認定を受けている方
- (2) 介護保険の要介護認定結果情報による日常生活自立度等が、下記の【障害者控除対象者認定基準】に該当している方

### 【障害者控除対象者認定基準】

#### 1 認知症高齢者

- (1) 主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」が a 以上で、  
要支援1以上の介護度があること  
**障害者控除対象者に認定します。**
- (2) 主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」が a 以上で、  
要介護3以上の介護度があること  
**特別障害者控除対象者に認定します。**

#### 2 ねたきり高齢者

- 要介護認定結果情報において、以下の項目がすべて該当すること
- 起き上がり...「できない」
  - 歩行...「できない」
  - 洗身...「全介助」又は「行っていない」
  - 食事摂取...「一部介助」又は「全介助」
  - 排尿...「全介助」
  - 排便...「全介助」
- 特別障害者控除対象者に認定します。**

【申請方法】 **まずは、お電話をください！ ☎03-5608-6168**

認定書の交付を希望される方は、控除の対象となるかを事前にお問い合わせください。

対象となった方には申請書をお送りします。申請は原則、郵送受付です。

申請書の提出から交付まで概ね1週間程度かかります。

過去の認定書又はお亡くなりになった場合は、随時、ご連絡ください。

<問い合わせ先> 墨田区高齢者福祉課 支援係 電話：03-5608-6168